

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○宮城県工業動態統計調査の実施	(統計課)	一
○生活保護法による指定医療機関の指定	(社会福祉課)	二
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	三
○国民健康保険事業費納付金算定に係る各種係数等について	(国保医療課)	四
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	四
○指定納付受託者の指定	(国際政策課)	四
○平成二十五年宮城県告示第二百七十号(農業振興地域の指定)の一部改正	(農業振興課)	五
○正	(農村振興課)	八
○県営土地改良事業計画の縦覧	(水産業基盤整備課)	八
○公有水面埋立てのしゅん功認可	(道路課)	九
○県道の路線廃止	(同)	九
○道路の区域変更(六件)	(同)	九
○道路の区域決定	(同)	一一
○道路の供用開始(二件)	(同)	一一
○道路の占用の制限	(同)	一一
○公有水面埋立てのしゅん功認可	(港湾課)	一二
○港湾施設の概要(二件)	(同)	一三
○昭和五十五年宮城県告示第八百七十八号(県立都市公園の設置)の一部を改正する告示	(都市計画課)	一三
○平成三年宮城県告示第九百八十七号(県立都市公園の設置)の一部を改正する告示	(同)	一三

ページ

○平成七年宮城県告示第九百九十七号(県立都市公園の設置)の一部を改正する告示

(同) 一三

○平成八年宮城県告示第四百五十一号(県立都市公園の設置)の一部を改正する告示

(同) 一三

○令和二年宮城県告示第九百五十九号(県立都市公園の設置)の一部を改正する告示

(同) 一三

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

(会計課) 一四

○パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務の委託

(警察本部会計課) 一四

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁教育企画室) 一四

○定期監査の結果の公表

監査委員 一四

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

公安委員会 二〇

○宮城県公報第四八二号(令和六年三月一日付け)中

正 誤 二一

告 示

○宮城県告示第九十六号

統計調査条例(平成四年宮城県条例第十五号。以下「条例」という。)第二条第二項に規定する県基幹統計調査として、宮城県工業動態統計調査を次のとおり実施する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査目的

県内の工業生産の動態を明らかにするため、鉱工業生産指数作成の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査範囲

1 別表第一に掲げる品目を生産する事業所のうち、別に定める「宮城県工業動態統計調査対象事業所・機関連定要領」で選定した事業所(以下「対象事業所」という。)

2 別表第二に掲げる品目の生産動態を毎月集計する機関のうち、別に定める「宮城県工業動態統計調査対象事業所・機関選定要領」で選定した機関（以下「対象機関」という。）

三 調査期日
令和六年四月から、毎月末日現在において行う。

四 調査事項

1 別表第一に掲げる品目

- (一) 事業所名
- (二) 事業所所在地
- (三) 生産品目
- (四) 生産量又は生産金額
- (五) 出荷量（水産缶詰を除く。）
- (六) 月末在庫量（鋼船を除く。）

2 別表第二に掲げる品目

- (一) 生産量又は生産金額
- (二) 出荷量
- (三) 月末在庫量

五 調査方法

1 対象事業所の調査

条例第五条第一項に規定する統計調査員又は郵送により対象事業所に宮城県工業動態統計調査票を配布し、当該対象事業所の管理責任者が自計申告する方法により行う。

2 対象機関の調査

宮城県企画部統計課職員が調査事項を聴取又は収集する方法により行う。

六 調査票の提出

1 提出先 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県企画部統計課

2 提出部数 一部

3 提出期限 調査期日の翌月十五日

七 公表

宮城県鉱工業生産指数として公表する。

別表第一

業種	品目数	品目
生産用機械工業	1	フラットパネルディスプレイ製造装置
業務用機械工業	1	理化学機械器具
情報通信機械工業	1	火災・防犯警報装置
電子部品・デバイス工業	1	プリント配線板
輸送機械工業	1	鋼船
窯業・土石製品工業	1	液晶硝子基板
化学、石油・石炭製品工業	1	農薬
食料品工業	15	肉製品、ヨーグルト、水産缶詰、海藻加工品、水産練製品、冷凍水産物、冷凍水産食品、その他の水産食料品、生菓子、米菓、清涼飲料、コーヒ、ビール類、スピリッツ・リキユール類、配合飼料
印刷業	1	平版印刷（オフセット印刷）
木材・木製品工業	2	合板、建築用木製組立材料
その他製品工業	1	ユニット住宅

別表第二

業種	品目数	品目
窯業・土石製品工業	1	生コンクリート
化学、石油・石炭製品工業	1	医薬品
食料品工業	7	チーズ、牛乳、みそ、しょう油、精米、冷凍調理食品、清酒
木材・木製品工業	1	一般製材

○宮城県告示第百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション火の鳥	石巻市小船越字堤下六六番地	令和三年七月一日
友愛薬局	石巻市蛇田字東道下四八―四	令和六年三月一日
若柳中央薬局	栗原市若柳字川北古川一―二―二	令和六年三月一日
寛内科胃腸科クリニック	大崎市古川駅前大通一丁目一―一〇	令和六年二月一日
みやぎ県南中核病院附属村田診療所	柴田郡村田町村田字反町一―二番地	令和六年三月一日
まだらめ内科医院	石巻市わかば二―一―五	令和六年三月一日
宮城県子ども総合センター附属診療所石巻診療室	石巻市あゆみ野五丁目七番地	令和六年三月十五日
有限会社キクユウ薬局	石巻市美園三―一―一〇	令和六年三月一日
ものう薬局	石巻市桃生町中津山字八木一八四―一	令和六年三月一日
有限会社へびた調剤薬局	石巻市わかば二―一―四	令和六年三月一日
アート調剤薬局	塩竈市東玉川町二―一―三	令和六年三月十九日
もとよしクリニック	気仙沼市本吉町津谷長根八六番地三	令和六年三月一日
有限会社オルセー薬局	気仙沼市本吉町津谷明戸二―三―一四	令和六年三月一日
柿崎小児科	白石市沢端町一―三―七	令和六年三月十六日
おおみや歯科	名取市大手町三丁目五七五―三	令和六年三月一日

ホワイト歯科クリニック	多賀城市伝上山四―八―二〇	令和六年三月一日
丹野医院	岩沼市桑原一―八―一三	令和六年三月一日
有限会社サン薬局	岩沼市中央一―四―一―一	令和六年三月一日
栗原市立花山診療所	栗原市花山本沢北ノ前七八番地二	令和六年三月一日
すずき歯科	栗原市志波姫新沼崎六三―一	令和六年三月一日
大崎市民病院鹿島台分院	大崎市民病院鹿島台平渡字東要害二〇	令和六年三月三十一日
大崎市民病院岩出山分院	大崎市民病院岩出山下川原町八四―二九	令和六年三月一日
大崎市民病院鳴子温泉分院	大崎市民病院鳴子温泉末沢一	令和六年三月三十一日
大崎市民病院田尻診療所	大崎市民病院田尻通木字中崎東一〇―一	令和六年三月三十一日
大河原歯科医院	柴田郡大河原町新南五八―八	令和六年三月一日
目黒歯科クリニック	伊具郡丸森町大内字山屋敷九八―一	令和六年三月一日
医療法人かぜの会あべ歯科医院・丘の上の歯科医院	宮城県利府町加瀬字野中沢一二五―一	令和六年三月一日
ヤマザワ調剤薬局利府店	宮城県利府町花園一―二―八―四	令和六年三月一日
さばうの杜診療所	黒川郡大和町吉田字新要害一〇	令和六年三月一日
本田薬局	本吉郡南三陸町志津川字沼田一四の一三番地	令和六年三月一日

○宮城県告示第百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	イオン薬局石巻駅前店	所 在 地	石巻市穀町一四番一号	廃 止 年 月 日	令和六年二月十日
-----	------------	-------	------------	-----------	----------

○宮城県告示第百九十九号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第三項、附則第四条の規定により読み替えて適用される第九条第五項、同条第八項及び第九項、附則第四条の規定により読み替えて適用される第十条第三項、同条第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定により知事が定める数は、次のとおりとし、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

係 数 又 は 指 数	知事が定める数
医療費指数反映係数	〇・二
一般納付金所得係数	〇・八七〇八八四四七一五六三三
一般納付金基礎額調整係数	〇・九九八五四三九五六四六二
一般納付金被保険者均等割指数	〇・七
後期高齢者支援助金等納付金所得係数	〇・八六八二六一三三二一九八三
後期高齢者支援助金等納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九八七四七四
後期高齢者支援助金等納付金被保険者均等割指数	〇・七
介護納付金納付金所得係数	〇・八二九二八二三三七二五三〇
介護納付金納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九五六七七三
介護納付金納付金被保険者均等割指数	〇・七

○宮城県告示第百二十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり

実施する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	令和六年五月八日	実施区域	大崎市 三本木	検査受付時間	午前十一時から正午まで	実施の場所	三本木総合支所車庫
同	五月十日	同	大崎市 鳴子温泉	午前十一時から午後二時三十分まで（正午から午後一時までを除く）	鳴子総合支所車庫		
同	五月十三日	同	大崎市 岩出山	午前二時三十分から午後一時まで（正午から午後一時までを除く）	岩出山総合支所車庫		
同	五月十四日	同	大崎市 鹿島台	午前十一時三十分から午後一時まで（正午から午後一時までを除く）	鎌田記念ホール		
同	五月十五日	同	大崎市 田尻	午前十一時三十分から午後一時まで（正午から午後一時までを除く）	田尻スキップセンター車庫		
同	五月十七日	同	大崎市 松山	正午まで	松山総合支所車庫		
同	五月二十日	同	大崎市 古川	午前二時三十分から午後一時まで（正午から午後一時までを除く）	大崎市民会館		
同	五月二十一日	同	大崎市 古川	午前二時三十分から午後一時まで（正午から午後一時までを除く）	大崎市民会館		
同	五月二十二日	同	大崎市 古川	午前二時三十分から午後一時まで（正午から午後一時までを除く）	東大崎地区公民館		
同	五月二十四日	同	大崎市 古川	午前二時三十分から午後一時まで（正午から午後一時までを除く）	古川保健福祉プラザ（fプラザ）		

○宮城県告示第百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納

付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

二 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

一般旅券発給手数料

三 指定年月日

令和六年三月二十五日

四 指定期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、平

成二十五年宮城県告示第二百七十号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、令和六年三

月二十九日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び大河原地方振興事務所に備え置いて縦

覧に供する。

令和六年三月二十九日

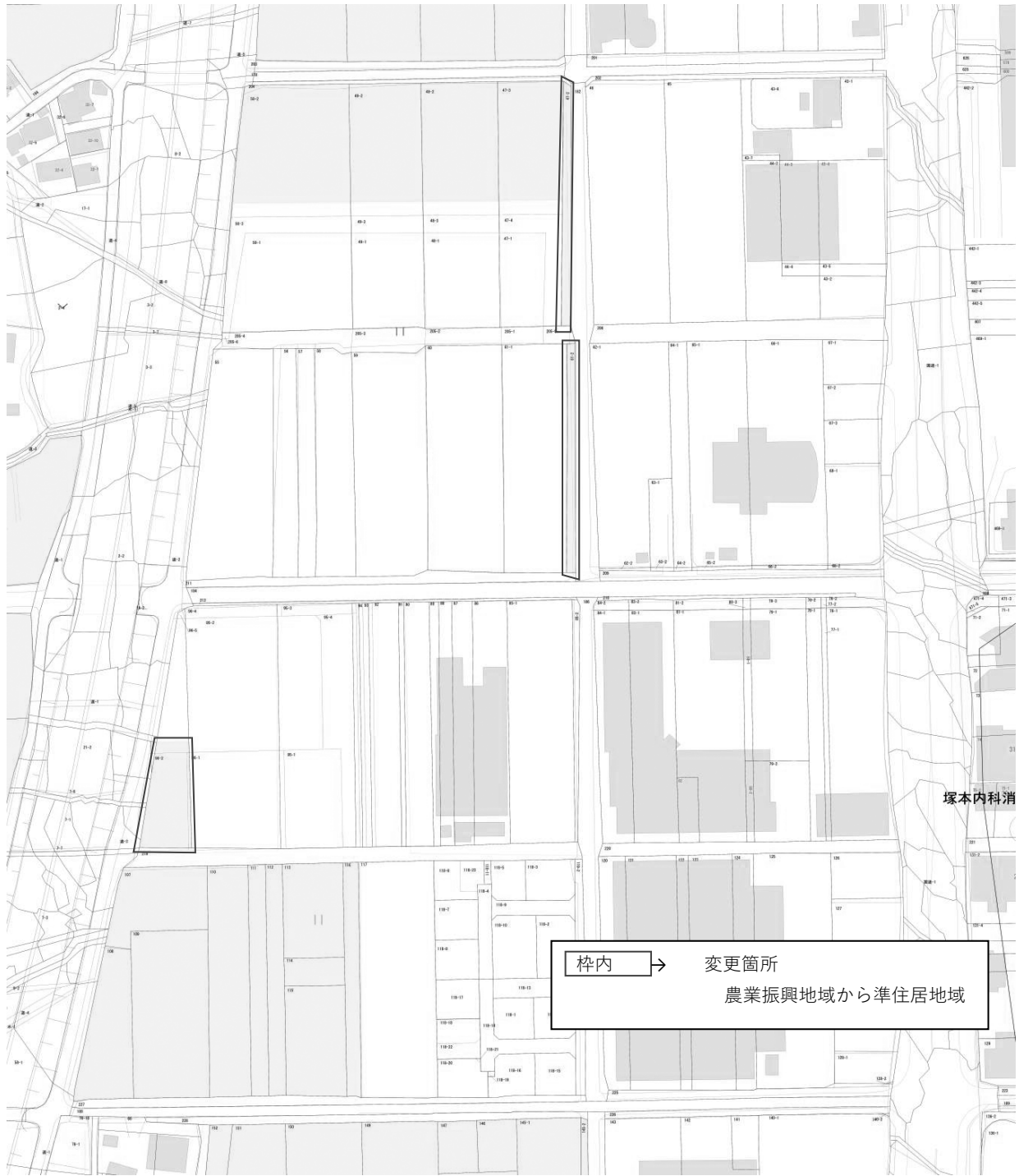
宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

次の平面図のとおり

白石市内全体図





枠内 → 変更箇所
農業振興地域から準住居地域

塚本内科消

○宮城県告示第二百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営古宿地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和六年三月二十九日から令和六年四月二十六日まで

三 縦覧場所

登米市迫総合支所及び登米市南方総合支所

○宮城県告示第二百四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

令和六年三月二十一日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域

1 位置

第二種波路上漁港区域内

気仙沼市波路上内沼一三二番、一三五番、一三六番、一四二番、一四三番及び波路上岩井崎一

2 区域

〇四、一〇六番、一〇七番、一〇八番、一〇九番、九六番一、九六番八、九六番五に隣接する公有水面並びに波路上内沼五番一、五番三、五番四、五番六、三番四、三番三、三番二、二番二、二一番二、二二番二、二三番二、二四番二、二五番二地先公有水面

(a)の地点から(d)の地点及び(i)の地点から(l)の地点までを結ぶ秋分春分の満潮位(DL+1.6

メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

(a)点 気仙沼市若井崎防波堤北部先端(北緯三八度四九分五七・一四二八秒、東経一四一度三

六分九・七〇〇九秒)を基点Aとし、A点から二八六度三二分四〇秒六一六・九七メートルの地点

(b)点 (a)点から 二四九度二一分一四秒 四・五二メートルの地点

(c)点 (b)点から 三四二度二分四三秒 五〇・〇〇メートルの地点

(d)点 (c)点から 二五四度二四分二六秒 〇・四九メートルの地点

(e)点 (d)点から 三四二度二八分一五秒 四五・九七メートルの地点

(f)点 (e)点から 七二度 五分二七秒 五・七二メートルの地点

(g)点 (f)点から 四七度四七分三七秒 一・一五メートルの地点

(h)点 (g)点から 一三七度 六分四六秒 一〇・八九メートルの地点

(i)点 (h)点から 二二六度三〇分五一秒 〇・九六メートルの地点

(j)点 (i)点から 一三八度 四分 九秒 二九・六〇メートルの地点

(k)点 (j)点から 四七度四五分二九秒 一八〇・六六メートルの地点

(l)点 (k)点から 三一七度四七分二五秒 〇・八四メートルの地点

(m)点 (l)点から 四七度四五分三三秒 七・七四メートルの地点

(n)点 (m)点から 一三七度五〇分二八秒 九〇・〇五メートルの地点

(o)点 (n)点から 八七度四〇分二八秒 九九・九六メートルの地点

(p)点 (o)点から 一三七度四四分一九秒 一〇五・二三メートルの地点

(q)点 (p)点から 一三七度四九分 九秒 八四・九七メートルの地点

(r)点 (q)点から 一三七度四八分四一秒 一〇九・九七メートルの地点

(s)点 (r)点から 一三七度四七分一六秒 八〇・〇一メートルの地点

(t)点 (s)点から 二三九度四八分五〇秒 四・四〇メートルの地点

(u)点 (t)点から 二三九度四五分一八秒 六五・六六メートルの地点

3 面積

六五・五二〇・二四平方メートル(埋立区域)

四 免許の年月日及び番号

平成七年十二月十一日

宮城県(漁港)指令第一一九号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市又は町

気仙沼市

○宮城県告示第二百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により、次の県道の路線を廃止する。その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

路線番号	路線名	終起	点	重要な経過地
一一二	山下停車場線	山下停車場 巨理郡山元町山寺	点	—

○宮城県告示第二百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
牡鹿郡女川町石浜字崎山八四番二地先から 同郡同町桐ヶ崎字崎山二番二地先まで				前	一〇・二 五三・四	八六〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				後	一〇・二 五三・四	八六〇・〇	

○宮城県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古川佐沼線
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大崎市古川三日町一丁目三五番一地从先から 同市古川七日町一二番地先まで				前	一一・五 三六・三	一八九・六
				後	一一・五 三六・三	一八九・六

○宮城県告示第二百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岩沼蔵王線
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
刈田郡蔵王町大字塩沢字天王七一番二地先から 同郡同町大字塩沢字天王一〇三番一地先まで				前	一三・五 二九・二	二四六・一
				後	一九・四 四一・八	二四六・一

○宮城県告示第二百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。
 その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
 二 路線名 女川牡鹿線
 三 道路の区域

変更の区間														変更の 前後		
牡鹿郡女川町高白浜字崎山三五番三地 先から 同郡同町横浦字名不知七八番一地先 まで														敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
後 E	D	C	B	A	I	H	G	F	前 E	D	C	B	A	一三・三 一一二・三	二、四七〇・〇	上 記 A、 B、C、D、 E、F、G、 H及びIは、 関係図面に表 示する敷地の 区分をいう。
				一三・三 一一二・三	九・九 一一・三	一八・〇 二九・五	一四・八 三一・七	一四・六 五二・二	一二・六 三五・八	一四・六 二七・八	一二・三 二四・二	一二・四 二七・九	一二・三 一一二・三			

変更の区間			
I	H	G	F

○宮城県告示第二百十号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
 変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
 二 路線名 吉田山元線
 三 道路の区域

変更の区間				変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
巨理郡山元町八手庭字南田無番地先から 同郡同町小平字北三番八地先まで				前 後	六・七 二二六・七	一、四〇五・五
巨理郡山元町八手庭字南田四番一地先から 同郡同町八手庭字前田二番一地先まで				前 後		
後	前	後	前	八・五 一一・〇		一一六・〇

○宮城県告示第二百一十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
 変更したので告示する。
 その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻女川線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
石巻市双葉町一五番三地先から 同市門脇町五丁目一番五七地先まで		後		前		敷地の幅員 (メートル)		上記A、 B、C及びD は、関係図面 に表示する敷 地の区分をい う。
		D	C	D	C	敷地の延長 (メートル)		
						一七・四 四六・二	九五九・七	
						一四・五 二七・五	四九〇・〇	
						〇・一 一九・八	一五八・八	
						二・一 三〇・〇	三九・四	
						一七・四 四六・二	九五九・七	
						一四・五 二七・五	四九〇・〇	
						〇・一 一九・八	一五八・八	
						二・一 三〇・〇	三九・四	

○宮城県告示第二百十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 角田山下線
- 三 道路の区域

区 間

敷地の幅員 (メートル)
敷地の延長 (メートル)

備考

亘理郡山元町大平字新平八八番一地从先
から
亘理郡山元町つばめの杜二丁目二三番
地先まで

一四・〇
六七・一
三、五四八・一

一般国道六号、山
元町道四二二一
つばめの杜一
及び山元町道四
三二二号つばめの
二二二号との重複
より供用開始が
あったものとみな
す。

○宮城県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	古川佐沼線	大崎市古川三日町二丁目三五番一地从先から 同市古川七日町一二番地先まで	令和六年 三月二十九日

○宮城県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	岩沼蔵王線	刈田郡蔵王町大字塩沢字天王七一番二地先から 同郡同町大字塩沢字天王一〇三番一地从先まで	令和六年 三月二十九日

○宮城県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から二週間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

一 指定する道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域
宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類及び路線名	区 域
県道 角田山下線	亘理郡山元町浅生原 亘理郡山元町つばめの杜二丁目

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

四 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

五 占用の制限の開始及び占用の制限の解除の期日

令和六年三月二十九日

○宮城県告示第二百十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

令和六年三月十五日

二 しゅん功認可を受けた者

1 名称

宮城県

2 所在地

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 代表者の氏名

宮城県知事 村井 嘉浩

三 埋立区域

1 位置

宮城県仙台市宮城野区蒲生字町八十八番六、九十七番、九十八番及び百三番に接する地先公有

水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑮の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点 宮城県仙台市宮城野区港四丁目十番二地先に設置されている国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所一級水準点N.O. 1（北緯三八度一六分二二・六九秒、東経一四一度一分三〇・九八秒）

- ①の地点 基点から一六八度二七分一四秒六五二・二二メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から九五度四五分三秒一九一・五五メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から五度四〇分四七秒一八・二六メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一三二度九分二九秒五九・九八メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二二二度三七分四六秒一・六六メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一三二度三分一一秒七・七〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一三〇度五一分四二秒四・一五メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二二七度一七分一〇秒五〇・〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三二四度三七分四秒三・六〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二二二度一〇分五八秒七五・二二メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二六五度一七分三〇秒五五・四六メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三二一度四九分五五秒〇・〇五メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から二二二度四九分五五秒〇・〇五メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から三二一度五〇分三秒三五・三三メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三二一度五八分四五秒三〇・四六メートルの地点

3 面積

二三、三九六・二六平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成三十年五月二十九日付け宮城県(港) 指令第二号
 令和五年四月十四日付け宮城県(港) 指令第十二号(工事竣功期間の伸長)
 令和六年二月二十六日付け宮城県(港) 指令第二十一号(添付図書の変更)
 五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村
 仙台市

○宮城県告示第二百十七号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、仙台塩釜港仙台港区の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港湾事務所において縦覧に供する。
 令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種類	施設名	位置	構造	数量・能力	備考
係留施設	高砂ふ頭三号岸壁	仙台市宮城野区蒲生字町地内	ケーソン式係船岸	延長一九〇メートル	新規
保管施設	高砂ふ頭一号野積場	仙台市宮城野区港一丁目外地内	アスファルト舗装	面積二九四、三四四・六四平方メートル	変更
外郭施設	向洋ふ頭西護岸	仙台市宮城野区蒲生字町地内	混成	延長八〇メートル	廃止
外郭施設	高砂ふ頭東A護岸	仙台市宮城野区蒲生字町地内	直立	延長二〇メートル	廃止
外郭施設	高砂ふ頭東B護岸	仙台市宮城野区蒲生字町地内	直立	延長九八メートル	廃止

○宮城県告示第二百十八号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、仙台塩釜港石巻港区の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部港湾課及び宮城県石巻港湾事務所において縦覧に供する。
 令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種類	施設名	位置	構造	数量・能力	備考

係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
日和三河一号岸壁	日和三河二号岸壁	石巻市三河町地先	石巻市三河町地先	石巻市三河町地先
棧橋式	棧橋式	棧橋式	棧橋式	棧橋式
延長八〇メートル	延長八〇メートル	延長八〇メートル	延長八〇メートル	延長八〇メートル
新規	新規	新規	新規	新規

○宮城県告示第二百十九号

昭和五十五年宮城県告示第八百七十八号(県立都市公園の設置)の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百二十号

本文中「宮城県土木部都市計画課」を「宮城県土木部都市環境課」に改める。
 本文中「宮城県土木部都市計画課」を「宮城県土木部都市環境課」に改める。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百二十一号

平成七年宮城県告示第九百九十七号(県立都市公園の設置)の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百二十二号

三号中「宮城県土木部都市計画課」を「宮城県土木部都市環境課」に改める。
 三号中「宮城県土木部都市計画課」を「宮城県土木部都市環境課」に改める。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百二十三号

三号中「宮城県土木部都市計画課」を「宮城県土木部都市環境課」に改める。
 三号中「宮城県土木部都市計画課」を「宮城県土木部都市環境課」に改める。

令和二年宮城県告示第九百五十九号(県立都市公園の設置)の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九百五十九号

(県立都市公園の設置)の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三号中「宮城県土木部都市計画課」を「宮城県土木部都市環境課」に改める。

○宮城県告示第二百二十四号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表みずほ信託銀行株式会社の項を削り、同表宮城県漁業協同組合の項を次のように改める。

東日本信用漁業協同組合連合会	千葉市中央区新宿二丁目三番八号	県内に所在するすべての店舗
----------------	-----------------	---------------

別表第二第二十七号を次のように改める。

二十七 東日本信用漁業協同組合連合会

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第16号）第百五十八条第一項の規定により、パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務を令和六年三月二十一日次のとおり委託した。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 契約の相手方

仙台市泉区加茂四丁目四番地一号

株式会社SPU

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県教育情報システム（SWAN）無線機器等整備構築及び貸借等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年三月十四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NTT・TCリース株式会社 東京都港区港南二丁目二番七十号

五 落札金額 九億五千九百七十四万八千円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年二月二日

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号の規定により令和6年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和6年3月29日

宮城県監査委員	佐々木 尊 藏
宮城県監査委員	佐々木 功 悦
宮城県監査委員	成 田 由 加里
宮城県監査委員	吉 田 計

1 監査実施機関及び監査実施日
監査実施機関

監査実施日

○総務部

地方機関

公務研修所

2月2日

報 公 報 城 県 仙

公文書館	2月9日	仙台高等技術専門学校	1月25日
大河原県税事務所 (選挙管理委員会事務局大河原地方支局を含む)	1月11日	大崎高等技術専門学校	2月20日
仙台北中央県税事務所 (選挙管理委員会事務局仙台北中央地方支局を含む)	1月24日	宮城障害者職業能力開発校	1月22日
仙台北県税事務所 (選挙管理委員会事務局仙台北地方支局を含む)	2月16日	松島公園管理事務所	3月4日
塩釜県税事務所 (選挙管理委員会事務局塩釜地方支局を含む)	1月10日	○農政部	
北部県税事務所 (選挙管理委員会事務局北部地方支局を含む)	1月10日	地方機関	
北部県税事務所栗原地域事務所	1月10日	農業大学校	2月1日
○復興・危機管理部		農業・園芸総合研究所	2月1日
消防学校	2月29日	古川農業試験場	1月26日
防災ヘリコプター管理事務所	1月22日	病害虫防除所	1月19日
環境放射線監視センター	1月23日	王城寺原補償工事事務所	2月16日
○環境生活部		○土木部	
地方機関		地方機関	
保健環境センター	2月8日	大河原土木事務所	1月11日
動物愛護センター	1月31日	仙台北土木事務所	2月8日
○保健福祉部		北部土木事務所	1月26日
地方機関		東部土木事務所登米地域事務所	2月5日
仙台北保健福祉事務所	1月10日	仙台北塩釜港湾事務所	1月22日
北部保健福祉事務所	1月10日	石巻港湾事務所	1月12日
北部保健福祉事務所栗原地域事務所	1月10日	仙台地方ダム総合事務所	2月21日
中央児童相談所	2月21日	○教育庁	
北部児童相談所	3月4日	本庁	
東部児童相談所	1月30日	高校教育課、高校財務・就学支援室	2月14日
女性相談センター	1月18日	地方機関	
リハビリテーション支援センター	2月27日	大河原教育事務所	1月15日
○経済商工観光部		仙台教育事務所	1月15日
地方機関		気仙沼教育事務所	1月22日
仙台地方振興事務所	2月16日	図書館	1月17日
東部地方振興事務所	1月12日	美術館	2月7日
産業技術総合センター	1月17日	松島自然の家	2月13日
白石高等技術専門学校	1月30日	東北歴史博物館	2月9日

多賀城跡調査研究所	2月15日	船岡支援学校	2月27日
仙台第二高等学校	1月15日	山元支援学校	2月19日
仙台第三高等学校	2月22日	金成支援学校	2月14日
名取高等学校	1月24日	角田支援学校	2月16日
泉高等学校	2月16日	気仙沼支援学校	1月15日
多賀城高等学校	2月26日	小松島支援学校	1月29日
仙台南高等学校	1月16日	○警察本部	
名取北高等学校	2月8日	地方機関	
仙台西高等学校	2月16日	仙台中央警察署	2月7日
泉館山高等学校	2月15日	仙台南警察署	2月19日
宮城広瀬高等学校	2月15日	仙台北警察署	1月22日
仙台東高等学校	1月15日	仙台東警察署	2月14日
宮城野高等学校	1月22日	泉警察署	2月2日
築館高等学校	1月15日	若林警察署	1月16日
石巻好文館高等学校	1月9日	塩釜警察署	2月27日
宮城第一高等学校	2月19日	岩沼警察署	1月24日
塩釜高等学校	1月25日	石巻警察署	2月27日
仙台二華高等学校	3月7日	佐沼警察署	2月13日
仙台三桜高等学校	1月24日	登米警察署	1月25日
貞山高等学校	3月4日	河北警察署	1月29日
美田園高等学校	2月9日	古川警察署	1月9日
農業高等学校	1月15日	若柳警察署	1月19日
工業高等学校	2月6日	鳴子警察署	2月27日
白石工業高等学校	1月30日、 2月14日	大河原警察署	1月19日
古川工業局高等学校	2月13日	角田警察署	2月19日
大河原商業高等学校	1月4日	亘理警察署	2月29日
鹿島台商業高等学校	3月1日		
登米総合産業高等学校	2月13日		
第二工業高等学校	2月6日		
視覚支援学校	1月24日		
光明支援学校	2月13日		

2 監査結果

令和4年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて行いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見ら

れたものの、概ね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 大河原県税事務所

県税において、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度収入未済額	63,163,655円
現年度分	212,428,511円
過年度分	275,592,166円
合 計	550,184,332円
・令和3年度収入未済額	71,905,698円
現年度分	203,294,239円
過年度分	275,199,937円
合 計	550,399,874円

(2) 仙台中央県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度収入未済額	349,867,420円
現年度分	393,744,899円
過年度分	743,612,319円
合 計	1,137,457,218円
・令和3年度収入未済額	349,273,218円
現年度分	502,138,101円
過年度分	851,411,319円
合 計	1,702,822,638円

(3) 仙台北県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度収入未済額	100,098,034円
現年度分	143,731,653円
過年度分	243,829,687円
合 計	387,661,374円
・令和3年度収入未済額	93,393,198円
現年度分	163,352,552円
過年度分	256,745,750円
合 計	513,491,498円

(4) 塩釜県税事務所

県税において、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度収入未済額	90,252,228円
現年度分	160,470,591円
過年度分	250,722,819円
合 計	501,445,638円
・令和3年度収入未済額	90,442,131円
現年度分	151,510,690円
過年度分	241,952,821円
合 計	483,905,642円

(5) 北部県税事務所

県税において、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度収入未済額	87,656,012円
現年度分	163,848,953円
過年度分	251,504,965円
合 計	503,010,930円
・令和3年度収入未済額	75,007,678円
現年度分	

報 告 書 公 報 城 田

過年度分	159,866,982円
合 計	234,874,660円

(6) 北部県税事務所栗原地域事務所
県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、収収の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度収入未済額

現年度分	17,186,993円
------	-------------

過年度分	39,482,347円
------	-------------

合 計	56,669,340円
-----	-------------

・令和3年度収入未済額

現年度分	15,943,971円
------	-------------

過年度分	43,010,007円
------	-------------

合 計	58,953,978円
-----	-------------

(7) 仙台保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

生活保護扶助費返還金

・令和4年度収入未済額

現年度分	7,513,650円
------	------------

過年度分	73,976,139円
------	-------------

合 計	81,489,789円
-----	-------------

・令和3年度収入未済額

現年度分	11,516,598円
------	-------------

過年度分	73,282,772円
------	-------------

合 計	84,799,370円
-----	-------------

(8) 仙台保健福祉事務所

行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

電柱敷地使用料について、6か月以上の調定遅延があったもの。

・件数 1件

・金額 3000円

(9) 北部保健福祉事務所
生活保護扶助費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

生活保護扶助費返還金

・令和4年度収入未済額

現年度分	5,255,000円
------	------------

過年度分	8,186,008円
------	------------

合 計	13,441,008円
-----	-------------

・令和3年度収入未済額

現年度分	4,071,013円
------	------------

過年度分	5,434,768円
------	------------

合 計	9,505,781円
-----	------------

(10) 中央児童相談所

事務事業の執行において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

「親権停止の審判の取消し審判」が確定したときは、戸籍法の規定により、申立人である児童相談所長は、確定した日から10日以内に市町村へ届出をする必要があるが、その認識がなく、届出が約9か月遅れとなったことから、正当な理由なく法定の期間内に届出をしなかったとして、過料が料されたもの。

・過料 3000円

(11) 中央児童相談所

歳入歳出外現金において、払出遅延による督促手数料の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

7月分個人住民税について、納付期限に遅延し、督促手数料が発生したものの。

・件数 1件

報 告 書

<p>(11) 金額 13,800円 ・督促手数料 100円</p> <p>(12) 北部児童相談所 行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 電柱敷地使用料について、6か月以上の調定遅延があったもの。 ・件数 1件 ・金額 1,500円</p> <p>(13) 仙台地方振興事務所 工事請負契約において、事業の執行管理が不適切であり、一時的に過払いが発生したため、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 1 毎月提出される履行報告書の確認が不十分であり、事業の執行管理が不適切であったもの。 2 事務所で実施した出来高検査において、請負者が申請した出来高と本来の出来高に乖離が生じていることを見抜けなかったため、その時点で支払うべき以上の代金を支払い、最終的には請負者に支払う総額に過不足はなかったが、一時的に過払いが発生していたもの。 ・出来高払い額 62,919,000円 (95.0%) ・試算出来高額 36,631,000円 (55.3%) ・試算過払い額 26,297,000円</p> <p>(14) 農業大学校 報償費において、二重払いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 額縁の代金について、支払完了後に再度請求書を徴収し支払ったもの。 ・件数 1件 ・金額 23,760円</p> <p>(15) 農業大学校 需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 印刷物の代金について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払を行ったもの。</p>	<p>・件数 1件 ・金額 253,990円</p> <p>(16) 農業・園芸総合研究所 委託契約において、予定価格を超えた額で契約締結していたものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容) ・件数 1件 ・業務名 一般廃棄物収集運搬業務 ・予定価格 180円 (リサイクル1袋) ・契約金額 183円 (リサイクル1袋)</p> <p>(17) 農業・園芸総合研究所 歳入歳出外現金において、払出遅延による督促手数料の発生が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 4月分個人住民税について、納付期限に遅延し、督促手数料が発生したものの。 ・件数 1件 ・金額 1,100円 ・督促手数料 100円</p> <p>(18) 北部土木事務所 歳入歳出外現金において、引き続き払出遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 工事に係る契約保証金において、完成検査後、3か月以上払出が遅延しているもの。 ・件数 1件 ・金額 183,040円</p> <p>(19) 仙台地方ダム総合事務所 需用費において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 公用車の修繕費について、支払完了後に当該請求書と一緒に提出されていた振込書で再度支払を行ったもの。</p>
---	--

報 告 書

・件数 1件
 ・金額 25,900円

(20) 美術館

教育財産の使用許可に係る雑入において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

テナント等設置に係る雑入(光熱水費)について、調定遅延があったもの。

・6か月以上の調定遅延

件数 15件

調定遅延の額 193,861円

(21) 泉高等学校

給料において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

会計年度任用職員の給料について、支給定日を過ぎて支給したものを。

・件数 1件

・金額 50,016円

・支給定日 令和4年10月21日

・支給日 令和4年10月31日

(22) 宮城野高等学校

私費会計において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

生徒閲覧用の新聞購読料について、県費で支払うべきところを団体費で支払ったもの。

・期間 令和4年4月～令和4年5月

・金額 7,000円

(23) 高校教育課、高校財務・就学支援室

県立学校における私費会計において、これまでの取組にも関わらず、職員による私的流用が後を絶たないことから、その根絶に向けて抜本的な対策を講じられたい。

(内容)

○白石工業高等学校

・教育委員会で認定した私的流用額 3,244,300円
 ・私的流用額があったとされる期間 令和5年3月

(24) 白石工業高等学校

私費会計において著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう抜本的な対策を早急に講じられたい。

(内容)

私費会計において、金融機関届出印が押印された金額未記入の出金伝票を作成したほか、学校徴収金取扱でマニュアルに基づいた事務処理の不徹底等により、私的流用があったもの。

・教育委員会で認定した私的流用額 3,244,300円

・私的流用額があったとされる期間 令和5年3月

・金額未記入出金伝票の作成

・支出何・収入何、出納簿等会計書類の不存在、通帳と出納簿の確認及び四半期ごとの中間検査の未実施

検査の未実施

検査の未実施

(25) 光明支援学校

委託契約において、予定価格を超えた額で契約締結していたものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

・件数 1件

・業務名 事業系一般廃棄物収集運搬処理業務

・予定価格 1,000円(200kgあたり)

・契約金額 1,100円(200kgあたり)

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第35号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和6年3月29日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所

<p>新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者</p> <p>現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者</p>	<p>新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定しようとする者が、令和5年、令和6年度自動車安全運転センター中央研修所を修了した者</p> <p>自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者</p>	<p>令和6年5月8日から 令和6年6月28日まで</p>	<p>仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター</p>
---	---	-----------------------------------	---

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和6年3月29日（金）から令和6年4月12日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和6年3月29日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601

正 誤

○宮城県公報第四八二号（令和六年三月一日付）中

ページ

段

行

正

誤

一 上
一三 後ろか

トリコモナス症
豚のブルセラ症
トリコモナス症
豚のブルセラ症

トリコモナス病
豚ブルセラ症
トリコモナス病
豚ブルセラ病